

令和 5 年度
第 3 回島根県立図書館協議会

開催日：令和 6 年 3 月 5 日（火）

時 間：13 時 30 分から 15 時 30 分まで

会 場：島根県職員会館 多目的ホール

事務局（総務課長）：

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

開会前に事前に送っている会議資料の確認をさせていただきます。本日の資料は次第、名簿、資料が1、2、3とあり、資料3に別冊を付けています。そして資料4から8まであります。

名簿の方と配置図に変更があり、差し替え分を机の上に置かせて頂いています。不足等はありませんか。

資料とは別に、図書館だより含め読進協の先月発行しました図書館からのチラシを置かせていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、時間となりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。本日の協議会の進行を担当させていただきます、総務課黒崎です。よろしくお願いします。

ただ今より令和5年度、第3回島根県立図書館協議会を開会します。開会にあたり原館長が挨拶します。

事務局（館長）：

皆さんこんにちは。本日は年度末のご多忙の中、また荒天の中、非常に足元の悪い中ではありますがご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から県立図書館の運営に対しまして、ご理解ご協力いただいていますこと重ねてお礼申しあげます。今年度第3回目の図書館協議会となります。図書館の運営の指針となる、第2次島根県立図書館運営方針及び活動計画の案についてはこれまでも委員の皆様からご意見をいただき、それらの意見を反映させたものをパブリックコメントとして実施いたしました。本日はそのパブコメで頂きました意見を反映させた最終案を説明させていただくこととなります。またその他、今の現行計画の中の進捗状況であるとか、今年度の県立図書館で実施しました事業であるとか、また現在県議会に提案しています令和6年度予算案についても報告させていただきます。計画案につきましては社会情勢や他館の情報、また県民の皆様からの意見をいただいた計画案ですが、委員の皆様から、現状の図書館に感じていることでありますとか、望ましい県立図書館の姿について改めてご意見をいただき、より良い図書館運営に繋げていくための指針とさせていただきます。皆様方から忌憚のないご意見をお聞かせ頂きますよう、よろしくお願いします。簡単ではありますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いします。

事務局（総務課長）：

本日、木村委員、佐藤委員は、ご欠席と伺っています。賀戸委員がまだご到着になっていませんが、委員10名のうち過半数の出席は得おりますので、本会議は、協議会規則第三条におきまして成立しています。それでは議事に移らせていただきます。議長様よろしくお

願います。

議長（木内委員）：

それではこれから議事に入りたいと思います。議事の進行は会議の次第に沿って進めてまいりますのでよろしくお願いします。では最初に島根県立図書館運営方針及び活動計画（第2次）について事務局から説明をお願いします。

事務局（図書館支援課長）：

図書館支援課長の坪内です。よろしくお願いします。

第2次素案並びにパブリックコメントの回答について説明します。

資料1の第2次素案をご覧ください。昨年10月24日に、第2回図書館協議会を開催し、アンケートの結果報告と、第2次計画素案についての説明を行い、委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。その後、11月2日に島根県子ども読書活動推進会議、11月7日に教育委員会会議がありましたので、合わせて素案の修正を行いました。計画の大筋を変えるような、大きな修正ではありませんが、まず、第4章の項目の出し方を変えまして、第4章を二つの項目に分け、項目1の方には、四つの目標と施策を、2の方に第2次の成果指標を記載しました。それから24ページ、第2次成果指標の8、学校司書等を対象にした研修会に対する図書館職員の満足度についてですが、当初は目標を100%としておりましたが、島根県子ども読書活動推進計画の方と合わせることにし、五段階評価のうち、平均四以上に変更しました。また、素案のフォントですが、読みやすいユニバーサルデザインフォントに変更しましたので、かなり印象が変わったかと思います。あわせてグラフも色合いなどを換え、色の識別が難しい方にも見やすいようにしました。最終的に誤字等の修正を行ったうえで、12月のパブリックコメントに出させてもらいました。

パブリックコメントについては、資料2をご覧ください。意見の募集期間は、令和5年12月15日から、令和6年1月16日までの一か月間です。県の子ども計画と同時にパブリックを開始し、途中の12月26日には山陰中央新報に募集広告を出してもらいました。素案は図書館のホームページで公開した他、県政情報センターや、県内の各地区にあります県政情報コーナー、県立図書館のカウンターで閲覧できるようにしました。素案に対するご意見は、郵送、ファックス、メールで受け付けました。また、市町村図書館にも素案に対するご意見を願いました。その結果6名の方からご意見をいただき、資料2の通り13件に集約しました。ご意見の内容ですが、資料1の素案と合わせてご覧ください。

まず一件目、素案の6ページの(5)の一行目。西部読書普及センターの広報紙に関することで、令和4年度に配信した広報紙「本をみんなに」は、5年度になっても引き続き配信されているか、とのご意見をいただきました。4年度分は図書館ホームページでの公開のほか、広報紙のデータをPDFにして学校図書館の担当者等へメールで配信しております。その配信方法について改善してほしいとの要望が寄せられ、方法について検討していたため、発

行が遅れましたが、従来通り年度内に発行する予定でありますのでそのことを解答に記載しました。

二件目、素案の7ページ(6)の一行目、「令和3年度に市町村の図書館を通じて、の部分は何処にかかるのかわかりにくいため、貸出を開始しました、の前に入れた方がわかりやすいのではないか」というご意見をいただきました。そこで今回のご意見を受けまして修正後に記載しています通り素案の方を変更しました。

三件目、素案の11ページ(3)一行目。読書普及指導員に関するご意見です。「読書普及指導員の先生方が活動されてきたことの成果、評価がどこにも述べられていないのが残念。幼稚園や保育所、ボランティア等はずいぶん恩恵を受けたと思う」とのご意見をいただきました。こちらのご意見は、県立図書館が長年行ってきた読書普及指導員の派遣に対して高く評価をいただけたとありがたく受け止めさせていただきましたが、11ページの素案の方にも記載していますとおり、令和4年度以降からは、教育委員会において、研修会や啓発活動の趣向を変更して子どもの読書に関わる人材育成と啓発を行っていることから、評価としてまとめるのは難しいため、ご意見を踏まえまして、読書普及指導員の実績の部分詳しく記載する形で素案の方を修正しました。

次、四件目、15ページの体系図に関わる部分ですが、ご意見の要旨としましては素案の18ページの①に「多様な利用者に対応したサービスの提供」の中にあるアの三つ目の点の図書館向け電子書籍の出版状況など情報収集に努め、電子書籍の貸出・閲覧サービスを検討します、という記載に対して、検討については、現在の活動計画の中に出版状況や普及の実態、市町村図書館との役割分担を踏まえて検討とあり、五年間のうち検討されたものと認識しているから、15ページの体系図の具体的な施策にそのことを明記し実施に向けて取組を進めるべき、とのご意見をいただきました。県立図書館における電子化という点で少し詳しく説明いたしますと、郷土資料のうち古絵図や古文書といった貴重な資料のデジタル化や商用データベースの導入など、広い意味で図書館における電子化につきましては既に一部実施をしています。そして今回ご意見にあります電子書籍の導入については、これまでも要望が寄せられていますので、非来館型のサービスの充実を図る上でも重要ととらえ、検討を行ってまいりました。では、導入に向けてどういう課題があるかという事ですが、現状の電子書籍サービスは個人、図書館向けに関わらず提供者の設置したサーバーにネットワークを介して、利用者がアクセスする形で提供されています。しかし、図書館に提供される電子書籍は、紙の本や個人向けの電子書籍とは異なり、著作権者である著者や、出版社から許諾されている物が対象になるため、購入できるラインナップ数が少ないというのが現状です。おそらくネットを検索するとよく電子書籍の広告が出ますので紙の本より、沢山出回っているように思われるかもしれませんが、図書館で利用できる電子書籍は著者の権利を守る点からも最新のベストセラーで書店に山積みになっているような図書が読める訳ではなく、当然予算の影響もありますが、紙の図書のようにラインナップの充実がはかれない事から、最初は目新しく利用されますが、そのうちに段々と借りたい本が無いということになり、利用が低下するという傾向にあるようです。

また、ネットで印刷された紙の本の値段とデジタル版の値段を比較すると、デジタルの方が若干安い価格帯なので、デジタルで購入する方が安いように思われますが、図書館用として販売されている電子書籍は、個人向けと違ってライセンス料が発生するため、個人で買うより二倍から三倍の価格設定となっています。これが紙の本でしたら図書館でも個人で買うのと同じ値段で買う事ができますし、貸出する事が出来ると著作権法で定められています。しかし、電子書籍は著作権では公衆送信権というところに規定されまして、紙の本とは異なり書籍ごとに利用期間や、回数制限が設定されていたり、また貸出ごとに課金するタイプのものがあつたりと、紙の本を買うよりコストがかかります。このように、電子書籍の導入には様々な課題がありますが、一方で読書バリアフリー法の施行によりアクセシブルな書籍や電子書籍の充実、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化などが基本的な施策として示されている通り、デジタルの特性を活かして文字を拡大したり、白黒反転ができたり、音声テキストの読み上げ機能が付いているものあつたりするなど、視覚に障害をお持ちの方などの利便性の向上に資するという点からも、有益であるという事も理解しています。県外の導入状況を見ますと、コロナを境に2020年以降に導入した県立図書館が10館近く見られます。そういった他県の導入状況やコンテンツの出版量などの情報を調査収集し引き続き検討していくとの回答とさせていただきました。

次に、五件目。素案の16ページ、①アの7行目。オンライン開催に関するご意見です。オンラインでの開催などノウハウの蓄積された開催方法については、検討ではなく実施することとして欲しいとのご意見でしたので、ご意見を踏まえまして、素案の方を修正後のとおりに変更いたしました。

次、六件目。18ページ①アの4行目。県立図書館では貸出中の本には、図書館システムを使って予約を受付けることができますが、貸出になっていない本、つまり館内にある本も予約をかけられるようにして欲しいとのご意見を頂きました。

県立図書館では、直接来館できない遠隔地の方や障害のある方、市町村図書館や県立学校などの団体については、棚にある本の予約を受付けています。予約をされた翌日以降の午前中に職員が本を集め、貸出手続きをして、搬送便などを使って、図書館やご自宅へ本を送っています。県立図書館の役割として、非来館者へのサービスを優先していますので、直接来館できる方に対して在架の本の予約サービスの提供は考えていませんが、当日来館される方については、電話でのご依頼で資料の取り置きをしていますので、そのように回答させて頂きました。

次に、七件目、18ページ①アの8行目。地理的な問題や病気のために対面での参加が難しい方がいるので、オンラインによる講座を開催してほしいというご意見、八件目、海外にルーツを持つ方向けに日本語教室、出身地の言葉教室を開催してはどうかというご意見、九件目、ExcelやWordといったパソコン教室を開催してはどうかという三つのご意見に対しては民間の施設や団体ではできない図書館の資源を活用したサービスを検討していくにあたり、今後の参考とさせていただくとの共通の回答とさせて頂きました。

次十件目、19ページ。情報発信の強化について周知不足を指摘されているため、Facebook

を開設してはどうかというご意見ですが、昨年9月から旧Twitter、Xを開設しまして、イベント情報などの情報発信をしている現状をお伝えし、今後の参考とさせていただきます。

十一件目。21 ページ③で、子どもへの読書普及に関するご意見です。子どもの夏休みの自由研究を支援してはどうかというご意見に対して、子ども室ではレファレンスサービスを通した資料案内や科学実験をテーマにした資料展示など、夏休みの自由研究を支援する取組は、従来より行っていますので、その現状をお伝えし、今後の参考とさせていただきます。

十二件目。22 ページ①イの1行目。県立図書館で導入している商用データベースについて、特に地方紙のデータベースを入れて欲しいとのご意見でした。現在、県立図書館で導入している全国紙の商用データベースは朝日新聞がありますが、こちらは1945年から当日までの新聞記事が収録されています。新聞記事はキーワードで検索することができますので、網羅的に探す手間が省けて大変便利です。内容によってはテキストで記事を読むこともできます。ここでの地元紙というのは、山陰中央新報のことだと思われそうですが、山陰中央新報のデジタルデータは現時点で2012年から当日までと提供されている期間が10年ちょっと短いために導入をしていませんが、地元紙を見に来られる方はおられますので、今後予算や運用方法など検討を重ね、商用データベースの充実を図っていくとの回答としました。また、補足としまして1977年から2003年までは県立図書館のほうで新聞記事が検索できるシステムを独自に整備し、ホームページにある「しまねデジタル百科」で公開し無料でお使い頂けるようにしておりますので、その点を追記しました。

最後に十三件目、計画の表記について。この度の計画を第2次とするならば、五ページにある見出しの平成31年3月という表記は、第1次とすべきではないのかというご意見でした。このことは素案の2ページ目にある、はじめにの序盤の部分にも書いておりますが、振興計画と題したものをこれまで三回出しておりますが、平成31年3月に策定した計画からタイトルを一新し、運営方針及び活動計画と題して公表しました。ですが、計画の本文中に第1次という表記を使っていなかったのも、あえて作成年月を表記し、第2次の計画と区別しておりますことを回答で書かせてもらいました。

以上、パブリックコメントで寄せられたご意見をもとに素案のほうを修正いたしました。お配りしている資料1の素案は、すでにパブリックコメントの修正部分を反映させております。また、最終ページに島根県立図書館協議会委員の皆様の名簿を追加し、目次にも表示させてもらいました。第2次素案並びにパブリックコメントの説明については以上です。

議長（木内委員）：

はい。どうもありがとうございました。

続きまして、今回の島根県立図書館活動計画と関係がありますので、子ども読書活動推進計画について、社会教育課からそのご説明をお願いいたします。

教育庁社会教育課：

社会教育課の青砥です。長くなりますので、座って説明させていただこうと思います。私の方からは、先ほどの図書館計画と関連しまして、同時期に改定予定であります、「第5次島根県子ども読書活動推進計画」について説明をさせていただきます。資料3と別冊資料をお手元にご用意ください。本計画の趣旨としましては、資料3の1にまとめておりますが、今後5年間の子どもの読書活動推進に関する施策の方向性と取組を示すものとなっています。2章の構成としてしまして、第1章では、「計画の基本的な考え方」を、第2章では、「施策の方向と具体的な施策」をまとめています。経過につきましては、これまでの流れを補足させていただきますが、本計画は平成13年に成立しました子どもの読書活動の推進に関する法律に基づいて、平成16年3月に策定され、その後およそ5年ごとに改定を行っているものです。今回は、令和5年3月に国の計画が策定されたことを受け、県においても第5次計画を策定することとしています。計画の検討にあたっては、読書に関する有識者等で構成されています、「島根県子ども読書活動推進会議」においてご意見をいただき、これまで4回の会を重ねてきました。本日出席いただいています大羽委員、ご欠席ですが木村委員もこの会議に参画していただいています。第4次計画における成果と課題ですが、資料とあわせて別冊資料をご覧ください。別冊では7ページになりますが、新型コロナウイルスの影響を踏まえる必要がありました。期間中、行動制限や臨時休校などさまざまな制限があり、数値目標としている図書館でのイベントの実施回数や研修会の参加人数などが大きく落ち込みました。一方でGIGAスクール構想に基づくデジタル化の推進など感染症のリスクを極力低減しながら取組を行うというものもありました。

(2) 主な成果ですが、別冊の10ページから16ページに11点まとめています。資料3ではこのうち特筆するものを二つあげています。一つ目、県立図書館におけるバリアフリー図書の利用促進です。バリアフリー図書の環境整備を行い、令和4年度実績で貸出冊数が大幅に増加しています。二つ目、学校図書館への学校司書等の継続的な配置による読書活動の推進です。小中学校司書等の配置や県立高校、特別支援学校への学校司書の配置などを行い、学校司書等が県内ほぼすべての公立小中学校と県立学校で継続的に配置され読書活動の推進に取り組んでいただいています。

資料3に戻りまして、続きまして主な課題ですが、大きく3点ございます。一つ目、身近な市町村における子ども読書環境の一層の充実としています。ここ数年で市町村図書館等の環境整備が進んできた一方で、市町村図書館の蔵書数や読書普及活動など、各市町村による読書活動の推進の取組は差があります。今後はこういった子ども読書環境を身近な市町村で整えていただけるよう、市町村図書館等の状況を把握した上で人材育成等の支援を行っていく必要があります。

二つ目、読書習慣の定着です。小中学校の読書習慣に関する数値目標の状況をまとめています。小学校、中学校とも全国平均を下回る状況ですが、また、5年前と比べても数値が悪化していますが、学校における読書活動の充実や、就学前からの読書習慣の定着を今後も引

き続いて図っていく必要があります。

三つ目、学校図書館教育のさらなる推進です。総合的な探求の時間など、学校図書館の活用は進んでいますが、一方で司書教諭の兼務が多いことや、校内での学校図書館の役割の認識など、学校によって差があります。そういった学校図書館教育に関する理解の促進が必要だと考えています。また、今後はこれまで積み重ねてきた学校図書館活用教育の成果と ICT 活用のベストミックスを図っていく必要があります。

続いて「4 第5次計画の基本的な考え方」です。

(1) 計画の期間は図書館計画と同じ令和6年度から10年度までの5年間を予定しています。

資料3の裏面(2)基本理念、(3)基本目標は現在の計画から継続しているものです。

①「子どもと本をつなぐ活動の充実を図る」は、就学前から本と触れ合う習慣や発達の段階に応じた読書活動の推進を図っていきます。②「子どもの読書を支える人を育てる」は、県立図書館の司書や学校司書の配置や人材育成を図っていきます。③「全ての子どもに読書を保障する環境を整える」では、一人ひとりに着目した読書環境の整備を図っていきます。また、今回の改定では、学校図書館、公共図書館、関係機関との連携を追加しています。

(4)「子どもの発達の段階ごとの目指す方向性」です。子どもたちが、就学前、小中学生、高校生といったそれぞれの発達の段階に応じた読書活動の中で、読書の楽しさを味わい、豊かな心と確かな学力を身につけることができるよう取組を進めていきます。

(5) 第5次計画で重点的に取り組む事項ですが、3点あります。①「乳幼児期からの本に親しむ環境づくり」ですが、こちらも前回の計画から継続して取り組むこととしています。子どもたちが読書習慣を身につけていく上では、乳幼児期から本に親しむことが重要であり、環境づくりを整える取組を進めていきます。また、ここ数年で整備が進んだ身近な市町村図書館等における取組の推進や支援体制の検討を行っていきます。②「学校図書館活用教育のさらなる推進と ICT の適切な活用」についてです。こちらは今回の計画から ICT の視点を追加しています。GIGA スクール構想などによって1人1台端末が当然の環境となっています。今後はこれまで積み重ねてきた学校図書館活用教育の授業実践と ICT を活用した授業実践のベストミックスを図っていくことが重要です。また、ICT 活用は多様な子ども達の読書機会や環境確保という事にも寄与し、今後ますます活用の幅が広がっていくことが期待されています。市町村や学校現場に対し、学校図書館の機能や役割と ICT 活用とのベストミックスの重要性の理解や校内の体制づくり、市町村のバックアップ体制などを促進していきます。③「多様な子ども達への読書機会の確保」について。これは、今回の計画から新たに追加したものです。障がいのある子ども、日本語能力に応じた支援を必要とする子ども、読み書きが苦手な子どもなど、子どもたち1人ひとりには様々な背景があり、多様なニーズがあります。それぞれに応じた読書環境を整備し、読書機会の確保を図る必要があります。そのために個別最適な学びと共同的な学びの一体的充実に資する読書環境の確保や支援をする人材育成を進めていきます。

計画の第2章では、施策の方向性と具体的な施策について挙げています。別冊の資料で

は34ページからになりますが、主なものをかいつまんで説明させていただきます。家庭や地域では、家庭で本に触れる機会の充実や幼稚園教諭、保育士など子どもに関わる方への啓発や人材育成、多様な子ども達への読書機会の提供のためのバリアフリー図書の充実や貸出サービスの提供、市町村図書館職員のスキルアップ支援、読書ボランティア等の資質向上のための研修の提供などを挙げています。また、学校においては、これまでの教育実践を活かしつつ、ICTを活用した実践との両立を目指した研修や情報提供、子どもたちの多様なニーズに応じた読書活動を推進するために研修やバリアフリー図書の利用促進を図っていきます。数値目標につきましては別冊資料の55ページになります。直近値も踏まえつつ計画に基づく施策を着実に実行することで達成できる目標を設定しています。なお、パブリックコメントへの回答と計画の最終案については現在調整を行っているところです。以上、資料3の説明でした。

議長（木内委員）：

はい、ありがとうございました。

続きまして、質疑応答の時間に入ります。この時間は、主に県立図書館の計画案について、ご質問ご意見等をお願いしたいと思います。それでは皆さんからご意見ご質問何かありましたらよろしくをお願いします。いかがでしょうか。伊藤委員をお願いします。

伊藤委員：

子ども読書のことについて、前にもこういう会で言ったことがあるように思いますが、一つは学校図書館の充実がだんだんなされるようになり大変嬉しく思っておりますが、現実のところ子ども達の読む力が、本当に読書によく向いてしっかり読書をするようになった子ども達が増えた半面、本当に本を読まない・読んでもわからない・読みたくないという子ども達もかなりの数に上っているようです。私も実際に、ある学校の方に聞いたのですが40%くらいは本が嫌い・読みたくないという子もいるということを知りました。やはり不読児に対する何らかの対応を考えていかないと二極化がますます進んでいくということまで行くのではないかとということを心配しております。

もう一つ、子ども達は学校における読書環境は良くなっていきますし、家庭における読み聞かせなども保護者さんは随分、一昔前と違ってよく読んであげておられるという風に思いますが、子ども達が学校や家庭以外では、学校側だとほとんどの子どもたちは児童クラブ・学童クラブ・塾や習い事といった場所に行くわけですが、児童クラブにおける読書環境が非常にまちまちです。そこにいらっしゃる職員さんの、本を読むということになると、時間稼ぎや行事に合わせて簡単なことを、などというようなことが多く、置いてある本もどちらかと言えば寄せ集めで色々なものがあるということです。子どもがいる時間としては非常によく読める時間帯なんですけれども、読書環境としては今一つというところが現実問題であると思いますので、そういうことをお伝えしていきたいと思っていました。

議長（木内委員）

ご意見ということでいただきました。

なにか事務局からコメントありますか。

事務局（図書館支援課長）：

伊藤委員さんがおっしゃられたとおり、県立図書館からも例えば児童クラブや学童クラブの担当の方が団体貸出として本を借りてくださっていますので、おそらくその現場では子どもさんに本を渡すなり何かしらの活動をされているという風に思っているのですが、我々が読書ボランティアの研修をする際に、渡す人、その人が重要かなと私どもは考えております。

またここで読書支援ができるような貸出の体制を持ちながら、県立図書館はどうしても浜田と松江にしか団体の部屋がないですけれども、各市町村の図書館でも私が知る限りでもそういう取組といたしますか、色々な所に本を置いて読んでもらう取組をしている市町村はございまして、雲南市ですとか隠岐の方、海士町の方とかでも色々なところに本を置いているというのもあるので、そういったものが全県的に広がればいいなと思っております。読書支援ということでやっていこうと、今後もまた普及は続けていこうと思います。

議長（木内委員）：

ありがとうございます。その他ご意見・ご質問はないでしょうか。

お願いいたします。

金山委員：

ライトハウスライブラリーの金山と申します。とても読書バリアフリー法のことに触れてありますし、視覚障害関係の障がい者のことにも触れていただいている計画になってきたなと思い読ませていただきました。ありがとうございます。

説明が色々あり、ついていけずどこに記載があったかというところをしっかりと指摘が出来ないのですけれども、色々な行政ですとか専門との連携していただくという所において、読書等…例えば電子書籍についてもそうなんですけれども、必ずそれに伴って、目が悪くなるとか姿勢が悪くなるとかそういう健康面という所、読書するその採光といいますか明るさですとか、子どもを含めてですけれども、読書をしていくところには外しておけない関連のあるところですよ。特に眼科さんとかですと、そういう目を使うところにおいての検診ですとか、適正な環境ですとか、そういったところについて非常にそこは専門機関ではありますので、どちらかと言うと全くお医者さんというところと場違いかもしれないですけれども、やはりこういった読書を進めていくとか教育を進めていくところにおいては、そういう所との連携を取り入れて頂くとかということが非常に大切な視点になるのではないかと思います。

またその電子書籍という所においても、単に書籍があればいいという事ではなくて、それ

を読む環境といたしますか、ネット環境が無いといけないとか、そういうことも関連してきますので、そこを含めて単に物があればいいというところでの蔵書数とかの充足というばかりではなく、そういった個別に子どもたちが読める環境をどう整えていくか、子どもに限らずなんですけれども、そういったところへの視点も考えて頂きながら計画を推進していただきたいなと感じました。

議長（木内委員）：

ありがとうございます。

事務局からは何かコメントないでしょうか？

事務局（図書館支援課長）：

先ほど頂いたご意見の目が悪くなるという視点、大変参考になりました。以前ですけれども、子どもの読書の方で、例えば子どもにスマホを触らせないでという視点で小児科の先生に来ていただいて小さいうちから子どもがずっとスマホに触っているとどう影響があるかという視点で、子どもの読書のボランティアの研修会ではあったんですけれども、お話を聞いた事があって、そういった視点から読書という一面だけではなくてそういった点から行うということも非常に大切だなと思っておりましたが、今の目が悪くなったというそちらの視点はなるほど…という風に思いましたので、また今後の参考とさせて頂ければと思っています。ありがとうございます。

議長（木内委員）：

ありがとうございます。他に何かご意見・ご質問はないでしょうか？

はい、お願いいたします。

岩本委員：

津和野町の岩本です、よろしくお願いいたします。

いま学校教育の中では先ほどご説明がありましたけれども GIGA スクール構想という事で ICT の活用が進んでおりまして、子ども達が1人1台端末という風な環境になってきています。そういった環境の中で本いわゆる読書を推進していくのに、そのあたりの計画上での、考え方について教えていただけたらというふうに思いますし、先ほどベストミックスという事を言われていましたけれども、それについても具体的に教えていただけたらと思うのですが。

議長（木内委員）：

ICT と本の関係という意味、ICT と読書との関係ですよね？

よろしくお願いいたします。事務局からお願いいたします。

教育庁教育指導課：

教育指導課の籠橋です。今ベストミックスについてという話がありましたので、先ほど社会教育課の青砥係長からの説明があった、別冊の子ども読書活動推進計画の7ページを開いて頂けますか。7ページの下、本文の一番下の所に「学校図書館での教育実践を一層充実するとともに、ICT活用とのベストミックスを図っていく必要がある」ということで、ベストミックスについてはその下の（注）の所に、中央教育審議会の答申の文章を引用して説明を付けているところです。ちょっと長いので抜粋しますと、その（注）の三行目あたり「例えば、紙という媒体の利点や必要性を失われない一方で、デジタルを利用する割合は増えていくだろうし、学校図書館における図書等の既存の学校資源の活用や充実を含む環境整備の在り方」などと書いてあります。それから次の行の真ん中あたりから「学校図書館における図書の充実を含む環境整備など既存の学校資源の活用も併せて進める必要がある」と同時に述べられています。まとめて言いますと、下三行になるのですが、ベストミックスとは本や新聞・デジタル資料等の学校図書館の資料を活用して行ってきたこれまでの教育実践と、今1人1台端末タブレット端末が学校の方に普及しておりますがそれらICT活用のそれぞれの利点を活かしながら、より良い教育実践に取り組んでいくことであるというふうな捉えです。よく言われるのが紙かデジタルか二者択一ではなくて、それぞれの良さ、勿論デメリットというものも有りますので、それぞれのメディアの情報の特性というものを理解しながら、学校現場においては、子どもがどちらも経験する中で最終的には主体的にメディア、それから情報を選択して活用していくという、そういう子どもを育てていくということが目指すところではないかなと、そこに向けてのベストミックスというふうに学校現場では捉えているところです。以上です。

議長（木内委員）：

よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか？

県立図書館の計画につきましては、今回が最終の議事となっておりますのでもし何かありましたらぜひよろしくお願いします。もし無いようでしたら議事を進めてよろしいでしょうか。

皆さんから頂きましたご意見、修正等のご意見は、事務局の方に一任するという事でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それではよろしくお願い致します。

議事を進めていきます。続きまして、令和5年度の事業報告について、事務局から説明をお願い致します。また、島根県立図書館運営方針及び活動計画における成果指標についてもご説明をお願いいたします。

事務局（図書館支援課長）：

それでは現行の計画における成果指標の進捗状況について説明いたします。お配りしています資料4をご覧ください。

今年度、第1回目の図書館協議会におきまして、令和元年度から4年度までの進捗状況については既に説明しておりますが、現行の計画が5年度までで、今年が最終年度となりますので、1月末までの実績を追加しています。また評価につきましても、既に終了した事業もありますが、5年度を含んだ評価にしています。上から見ていきますと、①の遠隔地利用者図書貸し出しサービスの利用件数についてですが、こちら目標を上回るペースで増加しています。今年度の5月にコロナウイルス感染症対策による特例措置が終了し、15冊から10冊へと貸出冊数が戻りましたので、その影響がどう出るかということがありますが、今後も利用促進にむけて非来館でもサービスの提供が受けられるよう仕組みを検討したり、利用方法の周知を行っていききたいと思います。

②は飛ばしまして、③の読書ボランティア等を対象とした研修会の参加者数です。読書普及指導員の派遣による研修がなくなりましたので、当初の目標としていた参加者数には達しませんでした。4年度以降に県内でのボランティア研修を再開しまして、5年度も今年度の3月10日に2回目の読書ボランティア研修を開催する予定です。こちらも、今後も継続して取り組んでまいりたいと思います。

④は飛ばしまして⑤の相互貸借冊数です。遠隔地貸出サービスの拡大とともに、市町村図書館を経由しての冊数は目標に達しませんでした。約1万冊で推移している状況です。基本的な市町村支援のサービスとして引き続き相互貸借を通じた資料支援を行ってまいります。

⑥の県内公共図書館の県民1人あたりの個人貸出冊数は、年度をまたいで、7月頃でないとし市町村図書館からの集計が出ませんので、評価としては4年度までの状況のままを記載させてもらっています。

⑦の図書館研修参加人数ですが、目標には達しませんでした。5年度は地区別研修の実施などがあり戻りつつある状況です。コロナがあったことでオンライン研修の実施など、集合研修以外の方法が新たに加われました。今後も市町村図書館等の職員が受講しやすい研修の在り方を検討し実施してまいります。

⑧のレファレンス受付件数ですが、こちらもコロナの前の実績に戻っていませんが、レファレンスサービスを提供するためにも、職員の資質向上とともにサービスの質的向上をはかり、多くの方に利用してもらえるように広報強化に取り組む必要があると考えています。

⑨のレファレンス協同データベースの事例公開件数について、当初は新規の事例登録に合わせて過去の事例についても遡及作業を行い、60件を目標に公開してきましたが、過去分の遡及が完了したこと、新規の事例登録件数が減少しています。しかし、これまでに約1,200件の事例を公開してきており、今後も類似のない事例が発生した場合には、適宜登録を行い公開する事で、有益なレファレンス支援になると考えていますので、継続して事例公開につとめて参ります。

⑩の横断検索による検索数ですが、目標を大幅に上回るペースで推移しています。システムの更新に伴い検索しやすくなったためだと思いますので、今後も利用しやすいシステムの維持につとめてまいります。

⑪の連携講座、講演会等の参加人数ですが、これは目標には達しませんでした。5年度以降タイアップによる講座の開催数や参加者数は増加していますし、松江市以外の会場で講座も実施しました。引き続き多様な利用者に対応できるよう開催場所や実施方法などを検討してまいります。

⑫の郷土関係記事・内容入力件数については、目標に達しています。島根県に関する記事や論文データを登録する事でネットの検索でヒットするため、県外からの問い合わせも多くあります。引き続き探している情報に素早くアクセスできるようデータを蓄積し、サービスの提供につとめてまいります。

⑬の郷土資料所蔵リスト等の公開件数ですが、毎年調査支援となる図書リストの情報を12件新規公開する予定でしたが、既存リストにある図書情報の更新を優先したため、なかなか新規リストの公開には至りませんでした。ですが、県立図書館のホームページだけではなく、レファレンス協同データベースの調べ方マニュアルの中で、図書情報を公開したことにより、より多くの方から参照してもらえたので、今後こういったツールを活用し役立つ情報の提供を行いたいと思います。現行の計画における成果指標についての説明は以上となります。

議長（木内委員）：

はい、ありがとうございました。只今説明がありましたけれども、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。ないようでしたら議事を進めてもよろしいでしょうか
では続きまして令和5年度実施事業の報告についてお願いいたします。

事務局（図書館支援課長）：

令和5年度の事業報告として、資料の方は資料5から資料7までまとめて一括で報告させていただきます。まずは資料5をご覧ください。

令和5年11月4日に島根県民会館にて第一回島根県図書館大会を開催しました。島根県図書館協会の主催による大会として、協会に加盟する団体の相互理解や交流、図書館と読書の振興を図ることを目的としていまして、コロナで延期が続いていましたが、ようやく第一回大会を行うことが出来ました。参加者数は一般参加者78名、大会スタッフ27名で合計105名の参加となりました。内容としまして、午前中に松江市出身の小説家小前亮さんの基調講演を行いました。午後からは鳥取県立図書館の高橋さんによる特別報告、また各加盟団体からの報告を行いました。大会の最後に県立大学の学生さんに大型絵本の読み聞かせの実演をしてもらいまして、大変和やかな感じで終了しました。アンケートについては50名の方から回答いただきまして、地域で見ますと松江市からの参加が一番多かったですが、松江市外の隠岐や西部地域からも来られた方がおられました。所属で見えますと、公共図書館関係者が多かったのですが、学校関係の方も多く同じくらい参加いただき、概ね満足という評価をいただきました。あわせて写真も載せていますのでまたご覧ください。

続いて資料6の方をご覧ください。中国四国地区図書館地区別研修についての報告です。

12月5日から8日までの4日間島根県民会館において、勤務年数3年以上の図書館職員を対象にした研修会を行いました。今回の研修はオンラインでの受講を可としていましたので、192名の受講者のうち、現地で受講された方が57名、オンラインによる受講が135名でした。また、毎年県立図書館で実施している専門研修の代わりとして、県内の図書館職員に研修の参加を呼びかけましたので、県内から77名、内訳としまして、公共図書館が67名、高校5名、大学5名の方が参加されました。研修内容については日程表の通りです。内容としましては、リモートによる講義や演習など図書館に関するテーマ、課題について第一人者の先生方から講義を受ける事ができました。県内からは海士町の磯谷館長さん、元益田市立図書館長の大畑さんから事例発表、そして島根大学の板垣先生から地域資料の活用ということで、講師としてご参加いただきました。アンケートによりますと、研修の運営、研修科目の設営など、概ね良かったとの評価をいただき、今後の図書館業務の役に立つとの声をいただきました。

続けて資料7をご覧ください。公式Xの開設についてです。これは旧Twitterのことですけれども、令和5年9月に開設しました。投稿内容は、図書館で行う行事や展示、休館情報、資料の紹介、各種サービスの紹介など、県立図書館に関する情報を発信しております。これまで資料展示のお知らせですとか、協力巡回で訪問した図書館の事、また、1月に大雪が降った時には図書館周辺の様子を写真と共にポストしました。下のところにXのQRコードを付けておりますので、よろしければアクセスをしてみてくださいと思います。資料5から資料7についての報告は以上です。

議長（木内委員）：

ありがとうございました。ただいま説明がありましたけれども、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

中林委員：

隠岐の島町の中林です、よろしくお願いします。

資料7の公式Xの開設についてです。私も見させていただいておりますが、結構こまめに更新がされていていいなと思って見ております。この前、隠岐の島町に訪問いただいて、いろいろ指導いただいたのですが、その時の様子も早速写真を添えてあがっておりまして、いいなと思って、他の図書館なんかのコーナーとかも写真つきで紹介されますので、図書館としては非常に参考になるなと思いますし、リアルタイムでそういう情報があがるとやはり新しい情報、先程図書館だよりがこれで最終号、今後はXによって情報を発信していきますということになりますし、こういったコンテンツもいいと思いますが、やはり新しい情報はすごくいいですし図書館が数居の高い物でなくて身近である、県民にとって身近であるという非常に役に立つツールじゃないかと思いますので、今後とも発信をよろしくお願いします。以上です。

議長（木内委員）：

ありがとうございます。他いかがでしょうか。ないようでしたら議事を進めてよろしいでしょうか

続きまして令和 6 年度の予算案につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局（総務課長）：

それでは令和 6 年の予算案について説明させていただきます。資料 8 をご覧ください。

新年度の当初予算につきましては今開会中の 2 月定例県議会に提出しています。議決を得て成立となりますので予算案として説明させていただきます。

図書館事業費の総額については、表の一番下の合計額に記載しておりますが、令和 6 年度の要求額といたしまして、133,251,000 円の予算になっています。前年度の当初予算額と比較しますと 12,555,000 円の増額になっています。内訳につきましては、内訳は大きく 4 つの事業に分けていまして、表のほうで言いますと小計ごとに区切っています。主な項目ごとに説明させていただきます。

まずは、一番上にあります図書館活動推進事業です。これは図書館業務全般的な経費となります。事業内容はほぼ令和 5 年今年度と同様に引き続き行う予定にしておりますが、小計案の増減値が 7,973,000 円増額となっています。主な要因ですけど、これは会計年度任用職員の人件費単価の改訂によるものと、物価高騰による光熱費が上乘せになっていることが主なものになっています。その他は資料購入費ですとか図書搬送費などは価格が上がる見込みをもって増額をしているところがあります。減額となっている事業の理由についてですけれど、今年度は文部科学省の委託を受けて開催しました図書館地区別研修事業がありましたけれど今年度で事業終了となったことと、もう一つは文化講座の開催事業というものもありますがこちらの講座数が減るというのが主な要因となっています。それ以外の事業につきましては、予算の金額のほうはそれぞれ実状にあわせて増減をしていますが、内容につきましては大きな変更はありません。

続きまして、次の小計で区切っているところの図書館業務市町村支援事業ですけれども、こちらは主に協力巡回にかかる事務経費を計上しておりまして 9,000 円の減額となっております。

次ですが子ども読書推進事業です。こちらの方は小計欄の増減額が 1,583,000 円の増額となっていますが、主な要因は先ほどと同じく、会計年度任用職員の人件費の単価改定によるものが大きく占めています。内容としまして 2 段目の欄の専門的知見に基づく人材養成、それと一番下のところにありますが、学校図書館の運営支援、こちらは学校司書等の研修に係る事業になりますけれど、ほかの事業に組み換えして実施することとしていまして、ここに挙げています増減値のところではマイナスになっていますけれど、こちらの予算を他の事業の中に組み入れて実施することとしています。

その次一番下のところになります、郷土資料整備収集事業です。こちらの小計欄も 3,008,000 円増額となっておりますが、こちらも会計年度任用職員の人件費の単価改定によ

るものであって、郷土資料の収集、保存における経費としては、今年度令和5年度とほぼ同額、確保しています。令和6年度予算案の説明は以上です。

議長（木内委員）：

はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問ご意見等があればお願いします。

濱岡委員：

先ほどの資料4と合わせて質問しようと思いましたが、先ほど送料の話があったのですが、運送費が383,000円プラスされているのですが、送料を見越してだと思えるのですけれど、この値段で十分行けるのかというところをお聞かせ願いたいということと、おそらくやられているのではないかとと思うのですが資料4の中の郷土資料関係で、最近私は県立図書館の方に行っていないので申し訳ないのですが、竹島の関連コーナーみたいなものが設置されているのかどうかについてお聞きしたいと思います。もちろん竹島資料館があるのは知ってはいるのですが、県立図書館として取組がどうなのか教えていただけたらと思います。

事務局（図書館支援課長）：

相互貸借の運送費については、今後入札があるのでいくらになるか分かってくるかもしれませんが、年々数的には増えていますので、増えた形での予算要求はしているところです。ただ、それで大丈夫かとなると、状況によります。工夫は日々していきまして、日常的に行きがあるときには運送費を使わずに持っていく方法なども使っていますので、必ず毎回運送費をフルで使っていると言われるとそうではないので、決められた額の中でなんとか負荷がかからないように利用してもらえるように努めているというところです。

事務局（郷土資料・調査係長）：

郷土資料・調査係の須山と申します。竹島の資料についてですが、郷土資料室の方に竹島資料のコーナーを変わらず設置していきまして、最近は新刊が中心になりますが、竹島に関する記述がある資料ですとか、丸々一冊竹島のことが書いてある資料などは購入するとして整備を続けているところです。

濱岡委員：

わかりました。ありがとうございます。送料関係、おそらく大変かなと思いますので、もしも足りなくなった場合ということまで考えて書かれているのかなと思いました。

議長（木内委員）：

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか？

中林委員：

資料8 予算案の一番下、郷土資料整備収集事業のところに古文書等収集審査会とありますが、私はよく存じていなくて、おそらく、購入するにあたってどういう資料か分かっている専門家の方を交えて検討する会だと思います。その内容と、あわせて郷土資料収集保存対策事業として、例えば郷土資料全般の整備計画、それについては検討委員会とか、専門の方を交えた情報交換会あるいは検討委員会のようなものが設けられているかについてお聞かせいただければと思います。

事務局（郷土資料・調査係長）：

郷土資料の関係で、古文書等収集審査会についてですが、実は今日、午前中にこの審査会がありました。例年、古書店からの情報ですとか、審査員の方をはじめ専門家の方から古文書についての情報をいただき、購入を検討するに該当する資料があれば、この審査会を開きまして、審査員の先生方に受け入れるに適当か審査していただいて、購入を決定して、県立図書館に所蔵をするということを行っています。

郷土資料収集保存対策についてですが、正式に収集保存対策を検討するような場や会はありませんが、担当の係の方で日頃から博物館の方とか、各文化財関係の方、専門の大学の先生方などと日頃から連携を取りながら、何かあった時は相談できるような体制や環境を作っているところです。

中林委員：

うちの館にも郷土資料の事業があるのですが、なかなか思うように進まない。どうしても学芸員がいない、市町村図書館には学芸員が配置されていなくて、なかなか難しいと思っています。今後令和6年度から職員を配置して、予算を出したところなのですが、実際に進めるにあたって計画とかきちんとしてからしないといけないと思っています。また是非、県立のご指導を頂きたいと思うので、よろしくお願いします。

議長（木内委員）：

ありがとうございました。その他、ご意見ご質問等がありますか？

では、全体を通してご意見ご質問等はありませんか？

濱岡委員：

全体を通して、一つお聞きしたいことがあって、別冊の第5次島根県子ども読書活動推進計画、素案の中の一節の中に探していたのですが、学びのサポーターの制度の記述がなくて、これは、意図的に削られたのかどうかという事をお聞きしたくて、島根県の取組として学校司書配置事業から学びのサポーター制度というところまで変わってきている訳で、こ

の辺りの部分を意図的に載せなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（木内委員）：

事務局から回答をお願いします。

教育庁教育指導課：

はい、では、教育指導課がお答えします。

学びのサポーターの制度と言うことでいいますと、別冊の方になりますけども、13 ページをまずお開きいただきますと、先ほど説明の中で社会教育課の青砥係長からありましたが、学校司書等の配置のところで、この最初のところで、説明を短い時間でまとめてということで、具体的に細かいところは触れられませんでした。そこで小中学校の学びのサポート事業の、そして令和3年度から、その前身の学校司書配置事業からの事業の継続として、配置の補助を継続しているという所はもちろん明記をしていただいているところでございます。

あとはですね、新しい具体的な施策という所にいきますと、ちょっと飛びますが49 ページに飛んでいただきますと、学校図書館活用教育の推進に係る県の取組というところで、49 ページの(2)、18 番のところ、学校図書館への人材配置・研修の推進という所で、学びのサポーター制度、学びのサポート事業は小中学校への学校司書等の配置の支援に関わる事業です。ただ、今県内8割台の学校で学びのサポーターという制度で、配置をしていたいて、それを補助しているところですが、学びのサポーターにはいろんな要件がありまして、2割弱の学校の方ではまだ学びのサポーターという枠でなくて、市町村によって呼び方が異なりますけども、学校図書館支援員であるとか、いろんな呼び方で、いわゆる学びのサポーターの枠に入らない学校司書等としての勤務があります。で、そこは併記しているとしても長くなりますので、学校司書等という言い方で49 ページだったり50 ページだったりというのは言葉をくくっているところでもあります。ただ県としては学びのサポーター制度、学びのサポート事業については、いわゆる図書の管理貸出等だけではなくて、授業の支援だったりそれから子どもそれぞれの支援だったりという所に幅広く関わっていただくということで、同一の方に継続して学校で児童生徒に関わっていただく人のいる図書館の実現というところを進めるというのが趣旨でありますので、県の方としてはその補助の支援を継続するなかで徐々に市町村の方の学校司書さんが長時間の継続した勤務である、学びのサポーターへの移行が進んでくれると良いなという考えでいますので、直接名前が出ていませんが、学校司書等と様々な呼び名がある中で、特定の名前だけあげますと、うちはそうではないと、というようなことにもなりますので、幅広く対象ということで言葉をくくってあると、いうところをご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

濱岡委員：

意味はとてもよくわかりましたので、ただちょっと残念なのはその部分が出ていないの

で、せっかく県は施策としてそれを打ち上げているのであれば、こういったところで記述等
を載せると良いのかなとは、私自身は思いましたが、趣旨は十分理解出来ましたので、
ありがとうございました。

議長（木内委員）：

その他全体を通して、質問、意見等はないでしょうか。大羽委員お願いします。

大羽委員：

私、この協議会に今年度初めて参加させていただいたのですが、県の公立幼稚園こども園
長会のほうからぜひ西部の方から出てくださいという依頼がありましたので、西部の方
には大変幼稚園が少ないのですけれども大田の方から出させていただきました。それで、西部
の方は直接、県立図書館に出向いたり直接の関わりはすごく少ないのですけれども、いろ
いろな面でサポートしていただいているなということをすごくこの会に出させてい
だいて感じたところです。

話は変わりますが、実は大田市にはこの3月で町の本屋さんが一軒もなくなるというこ
とになってしまいました。小さい子どもたち、本屋さんに行っているいろいろな絵本を見たりす
るのをすごく楽しみにしていたのに、その機会が減るんだなあと思ってすごく残念に思っ
ているところですが、この図書館の方にまたどんどん出向くように園の方でもお伝えして
いって、ぜひ、引き続き西部の方の応援をお願いしたいと思い、私の方からのお願いです。
よろしくお願いします。以上です。

議長（木内委員）：

ありがとうございました。他にご意見ご質問ないでしょうか。もしないようでしたら議事
を終了しますが、よろしいですか。

本日は円滑な議事の進行にご協力いただきましてありがとうございます。それでは進行
を事務局に戻しますのでよろしくお願いします。

事務局（総務課長）：

皆様長時間にわたってご議論いただきありがとうございました。最後に館長が挨拶いた
します。

事務局（館長）：

改めまして、皆様、長時間にわたってご議論いただきましてありがとうございました。木
内先生には議長をつとめていただきましてありがとうございます。

今年度第3回ということで最後の協議会ということになりますが、今年度特に島根県立
図書館の運営方針及び活動計画の策定年度ということで、毎回案を説明させていただきま

して、皆様からさまざまな立場からの貴重なご意見をいただきました。本当にそれぞれの現場で考えていらっしゃることであるとか、本当に図書に関わる立場、読書に関わる立場であったり学習であったりいろいろであるとは思いますが、そういったところで本当に現場の貴重な意見といったところをいただきまして、図書館としてもしっかりやっていかなければならないということを、本当に改めて思う場でした。

今回、素案、最終案といいますか、示させていただきましたこの運営方針、活動計画につきましては、来年度から5年間の計画ということで、作って終わりというものでは当然ありませんで、これからが本番といえるでしょうか、いかに実現していくかということが図書館に課せられたことだというふうに思っています。またこうやって皆様の意見を聞いて、図書館としての意義を本当に高めていかなければならないことも、しっかり改めて思う場でした。本当に皆様の貴重な意見をいただいて身が引き締まる思いといったところですが、今後とも引き続き皆様方にはそれぞれの立場からご協力いただければと思っていますので、よろしく願います。本日は大変ありがとうございました。

事務局（総務課長）：

以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。本年度の協議会は今回で最終となります。本日はお忙しいところお時間をいただきましてありがとうございました。